薬第2194号

平成26年７月18日

各関係団体長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する

規則の施行について（通知）

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年条例123号。以下「条例」という。）第9条に規定する知事指定薬物の指定等については、条例施行規則にて定めているところです。

このたび、条例第９条の規定に基づき知事指定薬物を指定するため、平成26年７月18日付けで条例施行規則を一部改正しました。

つきましては、知事指定薬物の適切な取扱いについて、下記事項にご留意ください。

記

１．知事指定薬物の指定

指定された物質

次に掲げる８物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第１項に規定する知事指定薬物として指定しました。

一　１－（４－クロロフェニル）プロパン－２－アミン及びその塩類

二　１－（３，４－ジメトキシフェニル）－２－（エチルアミノ）ペンタン－１－オン及びその塩類

三　Ｎ－（ナフタレン－１－イル）－１－ペンチル－Ｎ－（１－ペンチル－１Ｈ－インドール－３－カルボニル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキシアミド及びその塩類

四　１－フェニル－２－（ピロリジン－１－イル）へキサン－１－オン及びその塩類

五　１－（ベンゾフラン－２－イル）－Ｎ－メチルプロパン－２－アミン及びその塩類

六　［１－（１－メチルアゼパン－３－イル）－１Ｈ－インドール－３－イル］（ナフタレン－１－イル）メタノン及びその塩類

七　１－（４－メトキシフェニル）－２－（ピロリジン－１－イル）ヘプタン－１－オン及びその塩類

八　（２－ヨードフェニル）［１－（１－メチルアゼパン－３－イル）－１Ｈ－インドール－３－イル］メタノン及びその塩類

九　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

２．施行期日

平成26年７月19日

薬務課麻薬毒劇物グループ

　TEL:06-6941-9078（直通）

　FAX:06-6944-6701